

発電側基本料金の詳細設計について②

第42回 制度設計専門会合事務局提出資料

令和元年10月18日(金)



本日ご議論いただきたい点

- 発電側基本料金については、2023年度の導入を目指し、システム開発に必要となる制度設計や 容量市場など他の制度改革との関係で整理が求められる事項を優先しつつ、詳細設計にかかる 検討を進めていくこととしていたところ。
- ◆ 本日は、システム開発に必要となる制度設計のうち、発電側基本料金の課金・回収にかかる契約 内容についてご議論いただきたい。

<今後の検討事項>

発電側基本料金 の詳細

- ✓ 課金の根拠となる契約関係の在り方
- ✓ 課金対象となるkWの決定方法(逆潮kW、需要側kWとの差引き、小規模逆潮)
- ✓ 契約期間、支払期日等の契約条件
- ✓ 課金対象者への通知内容・通知方法
- ✓ 自己託送、自営線を利用したマイクログリッドの取扱い など

割引制度

- ✓ 割引対象地域の区分方法(配電用変電所単位か、行政区分等か)
- ✓ 割引対象地域の5年毎見直しに伴う経過措置の必要性
- ✓ ノンファーム型接続の取扱い など

転嫁の円滑化

✓ 発電・小売間の負担転嫁に関する考え方 など

料金の算定方法・審査プロセス

- ✓ 料金の算定方法(どの時点のkW情報を用いるか など)
- ✓ 料金審査プロセス(導入時、割引地域の5年毎見直し時 など)

送配電関連費用の 回収構造の是正

基本料金率の引き上げ水準、実施時期

(※) FIT電源に関する調整措置については、発電側基本料金の具体的な水準や契約関係・導入時期等を見据えつつ、 2019年度以降の調達価格等算定委員会で検討することされている。

1. 課金対象kWの算定方法(1): 算定根拠となる逆潮kW

- 発電側基本料金は、系統利用者である発電側にも送配電関連費用に与える影響(受益)に応じて負担を求めるもの。具体的には、送配電関連設備は基本的に最大潮流(kW)に対応できるよう整備・維持・運用されるところ、発電側がそうした費用に与える影響(逆潮kW)に着目して、応分の負担を求めることとしている。
- 現行の実務においては、発電場所ごとに一般送配電事業者と発電側とで「最大受電電力」(kW)を設定し、その大きさまで系統側に逆潮して良いこととされている。発電側基本料金は、この最大受電電力(kW)を用いて算定することとしてはどうか。
 - (※) 最大受電電力は、「ある発電地点において設備上利用できる電力の最大値(発電容量 最低負荷容量)」をいい、 系統接続時に決定することが基本。なお、一般送配電事業者は、当該最大受電電力等を前提に、想定潮流の合理 化等を織り込んだ上で、系統容量の空き状況を算定している。
 - (※) 現行の実務では、例えば発電量供給調整契約に発電所ごとの最大受電電力が記載されている。
- この発電側基本料金のベースとなる最大受電電力については、発電側と一般送配電事業者との協議により決定することとし、当該最大受電電力を超過して逆潮した場合は契約超過金を設けることとしてはどうか。また、契約超過金の水準は、需要側の託送料金における基本料金の扱いと同様に、超過した月の超過分kWに発電側基本料金の単価を乗じて得た金額の1.5倍に相当する額としてはどうか。
- なお、発電側と一般送配電事業者との協議にあたっては、①発電場所における発電設備、受電設備及び負荷設備の内容と想定される逆潮パターン、②過去の逆潮実績、③監視装置や出力制御装置の有無等をもとに行うことが考えられる。
 - (※)発電側は、最大受電電力を引き下げた後に他者の電源が接続して系統容量が一杯になった場合は、再び最大受電電力を引き上げることが困難となる可能性があることに留意する必要がある。

1. 課金対象kWの算定方法(2): 算定根拠となる需要側kWと発電側kW

- 送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WG(以下「送配電WG」という。)の中間とりまとめ (2018年6月)においては、「需要と発電(逆潮)が同一地点にある場合は、需要側の順潮kWを上 回る発電側の逆潮kW分について、発電側に負担を求めることとする」とされている。
- 「需要と発電(逆潮)が同一地点にある場合」とは、以下の点を踏まえ、**契約上の需要場所と発電場** 所が同じかどうかで判断することとしてはどうか。
 - ✓ 一般送配電事業者は、原則「1の需要場所につき、1契約、1引き込み」となっている現行制度 に基づき、需要場所単位で契約を締結している。
 - ✓ 契約上の需要場所と発電場所が同一であれば、基本的には引込線や計量メーターが同一となっている。

▶ 上記考え方に基づくと、例えば急速充電器が設置されている場合【事例1】や、屋根貸し太陽光発電が設置されている場合【事例2】、集合住宅の屋上設置の太陽光発電【事例3】については、次々頁以降のような取扱いとなる。

(参考)送配電WG中間とりまとめにおける整理(課金対象kWの考え方)

- 系統に接続している電源すべてについて、電源種別・事業属性等にかかわらず、kW単位で課金 (逆潮に着目した課金であり、系統に逆潮しない自家消費分には課金しない)。ただし、系統側へ の逆潮が10kW未満と小規模な場合は、当分の間、課金対象外。
- 発電側の課金対象となるkWは、需要側の託送契約kWを上回る発電側の逆潮kW分。(※)

課金対象

課金対象となるkW(需要を上回る逆潮kW分)

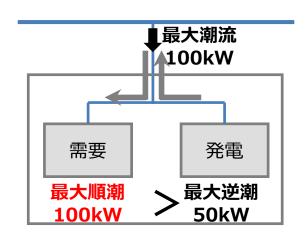
【課金対象】

- ✓ 系統側への逆潮に着目した課金
 - (=逆潮しない自家消費分には 課金しない)
- ✓ 電源種別・事業属性等にかかわらず、系統に逆潮している電源 全てが対象

【課金対象外】※当分の間

✓ 逆潮が10kW未満と小規模な場合(例:住宅用太陽光)

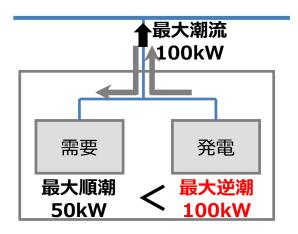
① 需要(順潮)の方が大きい場合



発電側基本料金の負担: 0kW

(託送料金による既負担分:100kW)

② 発電(逆潮)の方が大きい場合



発電側基本料金の負担:50kW

(託送料金による既負担分:50kW)

(※) 送配電網は両方向に電気を流せるため、需要側の託送料金の契約kWで費用負担済みの送配電設備は 発電側の逆潮kWにも通常は対応できるとの考え方。すなわち、多くの場合、発電(逆潮)か需要(順潮) のいずれか片方が制約条件となって送配電設備が整備されると考えられるところ、既に需要側で小売電気事業 者を経由して託送料金として順潮kWに応じた費用を負担していることから、小売電気事業者との契約で負担 していない逆潮kW分の費用についてのみ発電側に負担を求めるという考え方に基づく。

【事例1】急速充電器が設置されている場合

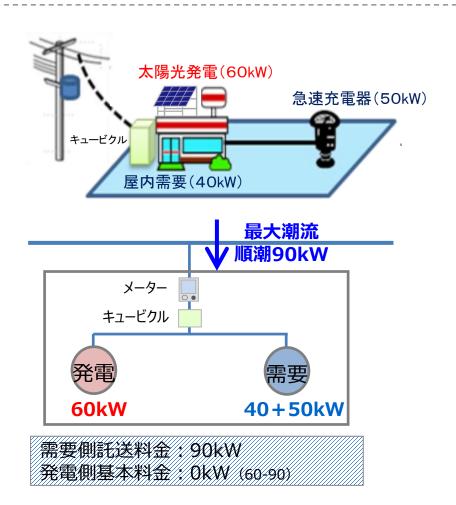
①通常のケース(同一引込線の場合)

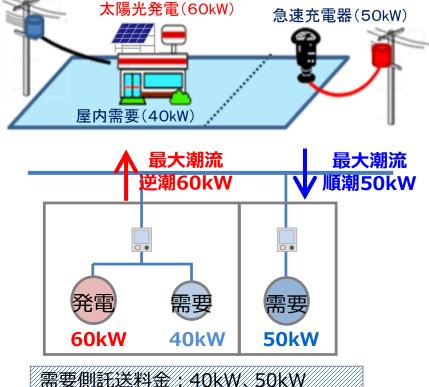
②特例措置のケース(引込線が分かれる場合)

考え方

・需要と発電が全て同一場所にある⇒需要kW(屋内需要+急速充電器)を上回る逆潮 kW分が課金対象となる ●急速充電器は特例需要場所として、制度上、原需要場所と別の場所(別契約・別計量)と取り扱われている⇒屋内需要kWを上回る逆潮kW分が課金対象となる

イメージ



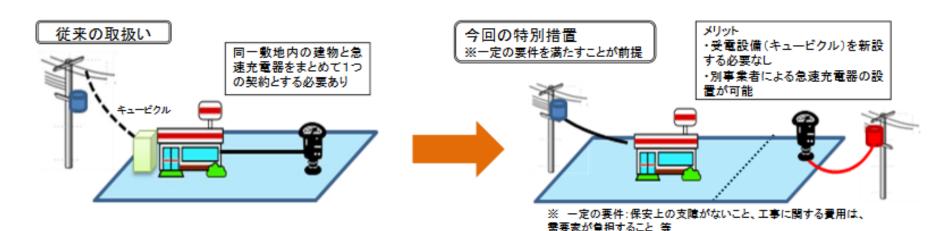


需要側託达料金: 40kW、50kW 発電側基本料金: 20kW(60-40)

(参考)急速充電器に関する特別措置(特例需要場所)

電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特別措置について

- 〇一般電気事業者が電気を供給する際、供給約款に基づき、「1構内または1建物を1需要場所」とし、「1需要場所」について、1契約種別を適用して、1需要契約を締結し、1引込みにより供給」することが原則となっている。
 - ※電気事業法においては、特定規模電気事業(新電力)の特定規模需要を規定する施行規則第2条の2に需要場所の定義規定あり。
- ○電気自動車向けの充電器の設置に当たっては、契約種別を低圧から高圧に変更する必要があるケースでは受電設備(キュービクル)を新設する負担が生じることや、別事業者が設置して電力会社と別途契約を締結することができないことから、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)において、急速充電器を新たに設置する場合には、「同一敷地内において複数の電気需給契約が可能となるよう必要な見直しを行う」ことが示されている。
- 〇これを踏まえ、平成24年3月23日に電気事業法施行規則が改正(経済産業省令第16号)され、また約款においても同様の措置を講ずるため、同年3月26日、電力10社から電気事業法第21条に基づく特例認可の申請を受け、同年3月28日認可を行い、電気自動車専用急速充電器に限り一定の要件を満たすことを前提に、同一敷地内複数契約を可能とした。



急速充電器については、CHAdeMO協議会のHPにおいて一定の規格(当該協議会が提案する標準規格)を満たす製品の型式一覧が掲載されており、現時点においては当該機器は特別措置の対象となります(必要に応じて随時追加予定)。 http://www.chademo.com/jp/pdf/qcnintei.pdf

出所:電気自動車充電サービスの電気事業法上の取扱について(資源エネルギー庁)

【事例2】屋根貸し太陽光発電が設置されている場合

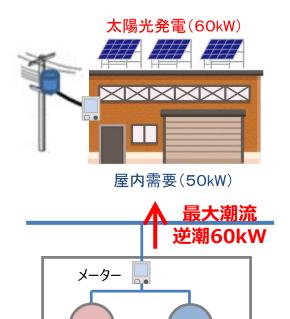
①通常のケース(余剰買取配線)

②全量買取配線のケース(例えば屋根貸し太陽光など)

考え方

- 需要と発電が同一場所にある
 - ⇒ 需要kWを上回る逆潮kW分が課金対象となる
- 太陽光発電は特例需要場所として、制度上、原需要場所と別の場所 (別契約・別計量)と取り扱われている
 - ⇒ 原需要場所の需要kWとは別途、特例需要場所の需要kWを上回る逆潮kWが課金対象となる

イメージ



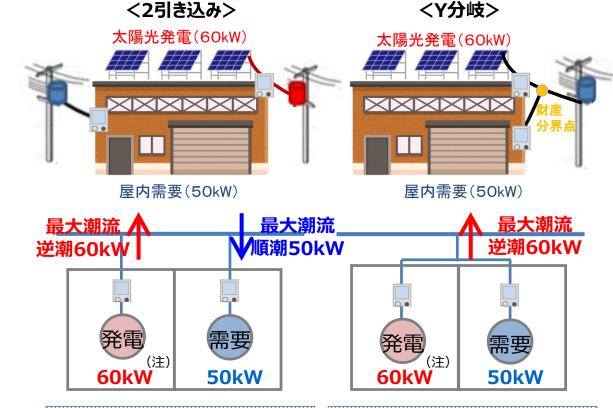
需要側託送料金:50kW

60kW

発電側基本料金:10kW(60-50)

需要

50kW



需要側託送料金:50kW

発電側基本料金:60kW(注)

需要側託送料金:50kW

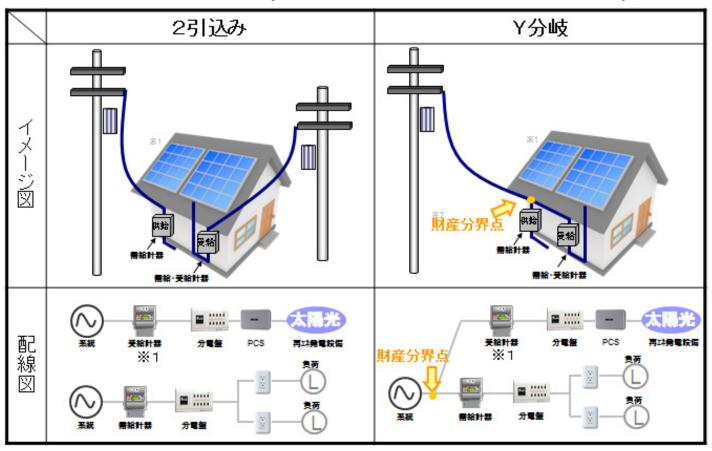
発電側基本料金:60kW(注)

(注) 実際には太陽光発電が設置されている特例需要場所にもPCS(パワーコンディショナー)等の需要 (順潮kW)が存在するため、当該順潮kWを上回る逆潮kW分が課金対象となる。

(参考) 太陽光発電に関する特別措置(特例需要場所)

屋根貸し太陽光等、全量買取配線の場合には、制度上、原需要場所とは異なる需要場所(特例需要場所)として取り扱われることとなっている。すなわち、屋内需要とは別の需要場所となるため、屋内需要とは別契約・別メーターで管理されている。

◆「全量買取」となる配線方法 (低圧で10kW以上の太陽光発電設備イメージ図)



出所:関西電力ホームページ

【事例3】集合住宅の屋上に太陽光発電が設置されている場合

①通常のケース

(各戸が戸別に電力会社と契約する場合)

考え方

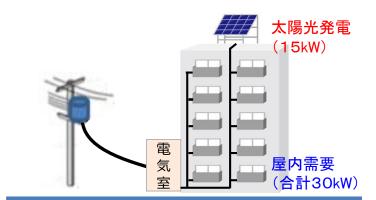
- 共用部及び各戸がそれぞれ1契約・1需要場所(発電場所)となる
 - ⇒ 発電場所にある需要kWを上回る逆潮kWが課金対象となる

②一括受電のケース

(一括受電事業者が電力会社と契約する場合)

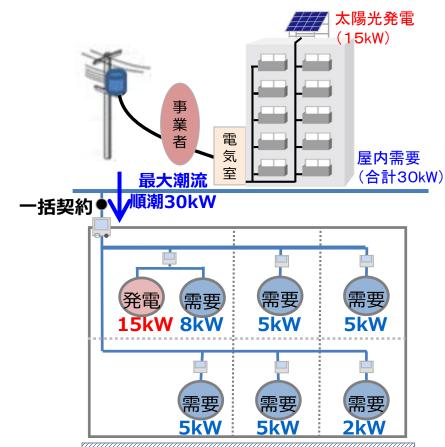
- 建物全体が1契約・1需要場所(発電場所)となる
- ⇒ 発電場所に関わらず、建物全体で合算した需要 kWを上回る逆潮kWが課金対象となる

イメージ



П	契約A(共用部)	契約B	契約C
	発電需要	需要	需要
Ц	15kW 8kW	5kW	5kW
Ш	契約D	契約E	契約F
	需要	需要	需要
L	5kW	5kW	2kW

共用部の需要側託送料金:8kW 共用部の発電側基本料金:7kW(15-8)



需要側託送料金:30kW(8+5×4+2)

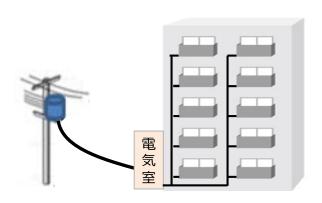
発電側基本料金: 0kW(15-30)

(参考)通常受電集合住宅と一括受電集合住宅

- 通常受電の集合住宅は、各戸及び共用部でそれぞれ1需要場所・1契約と取り扱われる。
- これに対し、一括受電の集合住宅は、建物全体で1需要場所・1契約と取り扱われる。

①通常のケース

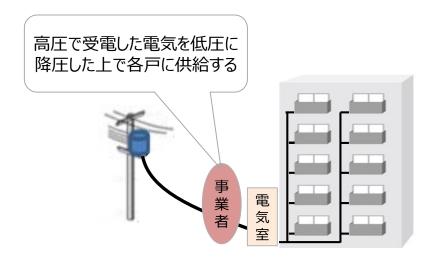
(各戸が戸別に電力会社と契約する場合)



1つの需要(発電)場所=各戸(電力会社等との契約が各戸に存在)

②一括受電のケース

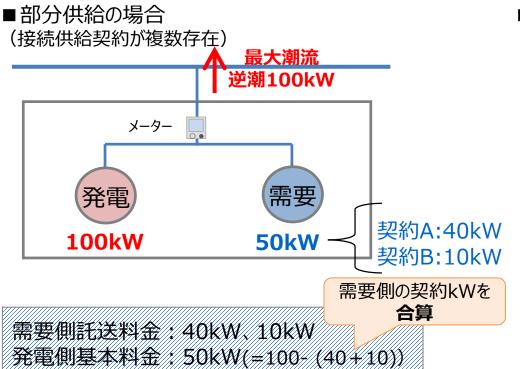
(一括受電事業者が電力会社と契約する場合)



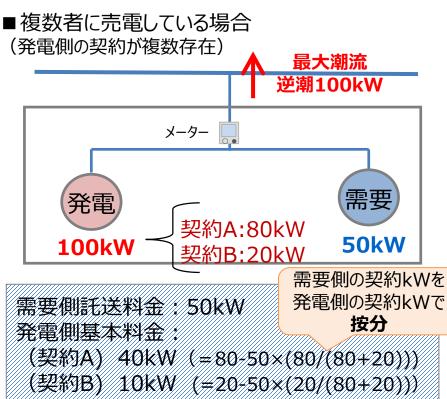
1つの需要(発電)場所=マンション全体 (電力会社等との契約は一括受電事業者との間のみ。 各戸は一括受電事業者と個別に別途契約)

1. 課金対象kWの算定方法(3): 1つの需要場所(発電場所)に複数の契約がある場合

- 需要側で部分供給を受けている場合や、発電側で複数の者に売電している場合など、1つの需要場所(発電場所)でありながら、複数の契約をしている場合がある。
- 需要側の契約が複数存在する場合は需要側の契約kWを合算した上で、発電側の契約が複数存在する場合は需要側の契約kWを発電側の契約kWで按分した上で、発電側基本料金の課金対象kWを算定することとしてはどうか。



(注)上記は需要側の契約kWの合計が本来の最大順潮kW(最大需要電力kW)と一致する場合(横切り型部分供給)を示したもの。需要側の契約kWの合計が最大需要電力kWを超える場合(通告型部分供給や縦切り型部分供給)は、最大需要電力kW用いて課金対象kWを算定する。



(注)上記は発電側の契約kWの合計が最大逆潮kW(最大受電電力kW)と一致する場合を示したもの。発電側の契約kWの合計が最大受電電力kWを超える場合は、最大受電電力kWを各契約kWで按分した値を用いて課金対象kWを算定する。 12

1. 課金対象kWの算定方法(4): 小規模逆潮の取扱い

- 送配電WG中間とりまとめにおいては、「需要と同一地点における系統側への逆潮が10kW未満と 小規模である場合は、実務的なコスト等も考慮して、当分の間、発電側基本料金を求めないこと とする」とした上で、その詳細については今後検討することとされていた。
- 現行の実務では、先述したとおり、発電場所ごとに一般送配電事業者と発電側が設定した「最大 受電電力」(kW)の大きさまで系統側に逆潮できることとされている。このため、発電側基本料金の 対象外となる「系統側への逆潮が10kW未満」にあたるかどうかは、この最大受電電力が 10kW未満かどうかで判断してはどうか。
 - (※) 設備容量の合計が10 kW未満の場合は、最大受電電力も10kW未満となる。
 - (※) 現行の実務では、例えば発電量供給調整契約に発電所ごとの最大受電電力が記載されている。

【参考】送配電WG中間とりまとめ抜粋

- 受益と負担の観点から、また、特定の電源に有利・不利が生じないよう、系統に接続し、かつ、系統側に 逆潮させている電源全てを課金対象とすることを基本とする。
 - (中略)
- ただし、小規模電源(例:住宅用太陽光)については、他の電源に比べて系統の送配電設備の維持・運用に係る追加費用を大きく増やすとは一般的には考えられないことから、需要と同一地点における 系統側への逆潮が10kW未満と小規模である場合は、実務的なコスト等も考慮して、当分の間、発電 側基本料金を求めないこととする(※)。
 - (※) 具体的には、<u>設備容量の合計が10kW未満であるなど、系統側への逆潮流が10kWを超えないことが認められる</u> ものを対象外とすることを基本とし、詳細については、実務面の課題や実態を踏まえつつ今後検討する。

2. 契約期間、支払期日、その他契約条件(1)

- 送配電WG中間とりまとめにおいては、「発電側基本料金の課金方法の詳細については、需要側の託送料金における基本料金の扱いと同様とすることを基本とする」としていたところ。
- 上記考え方を踏まえ、料金適用開始時期、支払期日等については、以下のとおりとしてはどうか。

発電側基本料金の契約条件(案)

- ① 契約始期、料金適用開始時期
- 契約申込の承諾日(系統連系承諾日)を契約開始日、契約に基づく逆 潮の開始日(系統連系開始日)を料金適用開始日とする。
 - ※ 需要側の託送料金における基本料金の扱いと同じ

- ② 料金算定期間、支払義務発生日、 支払期日
- •料金算定期間は前月計量日から当月計量日の前日まで、支払義務発生日は計量日、支払期日は支払義務発生日(計量日)の翌日から起算して30日目とする。
 - ※需要側の託送料金における基本料金の扱いと同じ

③ 契約変更時の料金算定方法

- 月の途中で契約電力等が変更される場合には、日割計算の上、それぞれの契約電力等に準拠した基本料金を適用する。
 - ※需要側の託送料金における基本料金の扱いと同じ

④ 不使用月の取扱

- 不使用月については発電側基本料金を半額とする。 不使用月の判定は 逆潮実績の有無で判断する。
 - ※需要側の託送料金における基本料金の扱いと同じ

2. 契約期間、支払期日、その他契約条件(2): 契約期間

- 需要側の託送料金では、契約期間は原則1年となっており、契約期間満了までに契約の変更や 消滅がない場合は、1年ごとに自動更新されることとなっている。他方、現行の実務上(例えば発 電量調整供給契約上)、発電側と一般送配電事業者との契約期間は、両者の協議により定め た日まで(特段の事情がない限りは1年以上)となっている。
- 発電側基本料金に関する契約期間については、契約内容の変更を認める期間等も含め、次回 以降議論することとしたい。

2. 契約期間、支払期日、その他契約条件(3): 力率割引

- 需要側の託送料金では、特別高圧・高圧需要家が力率を向上させるインセンティブとして、力率 85%を上回る場合は基本料金の割引、下回る場合は基本料金の割増が設定されている。
- 他方、発電側については、一般送配電事業者が「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」を踏まえて定める系統連系技術要件において、原則として力率を一定の範囲内で維持・調整することとされている。
- したがって、発電側基本料金においては、力率割引は設定しないこととしてはどうか。

需要側の託送料金における力率割引の内容

- 特別高圧・高圧の場合、力率が85%を上回る場合は、その上回る1%につき基本料金を1%割引し、85%を下回る場合は、その下回る1%につき基本料金を1%割増しする
- 低圧の場合は割引は設定されていない

(力率割引の考え方)

- 需要側の力率が低い場合、高力率の場合に比べて、より 多くの無効電力を合わせて供給することになる。このため、 結果として大容量の系統設備が必要となり、託送コストが 増大することとなる
- 当該コスト増を抑制するためには、力率の良否で託送料金に差を設けることで(力率割引)、力率向上につながるコンデンサの設置を促進している

【参考】系統連系技術要件(東電PG)·抜粋

- ■低圧
- 3 力率

受電地点の力率を、常に系統から見ておくれ85%以上とするとともに、電圧の上昇を防止するために、系統から見て進み力率とはならないことを原則といたします。

- ■高圧
- 2 力率

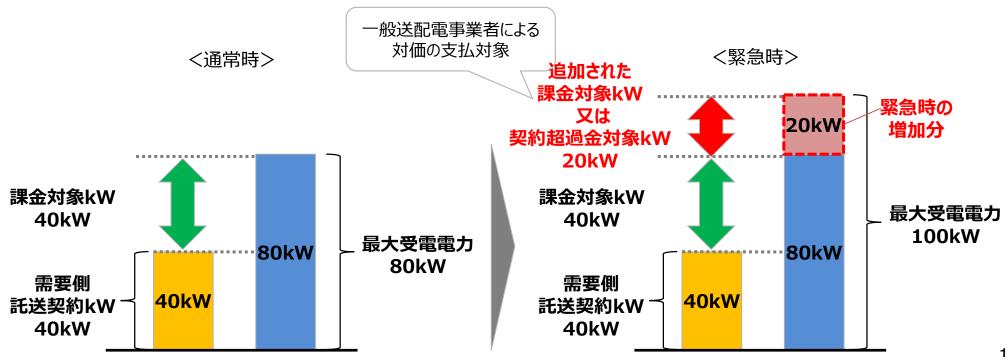
受電地点の力率を、常に系統から見て遅れ85%以上とすると ともに、電圧の上昇を防止するために、系統から見て進み力率に ならないことを原則といたします。

- ■特別高圧
- 2 力率

定格出力100MW 以上の発電機は、定格力率を90%、無効電力調整範囲を遅れ90%~進み95%としていただきます。また、定格出力100MW未満の発電機の定格力率もこれに準じていただきます。ただし、小容量機(定格出力10MW 程度以下)を連系する場合で、連系する系統の電圧を適切に維持できるときには、定格力率100%でもよいものとします。

3. 契約期間、支払期日、その他契約条件(4): 送配電要請による逆潮

- 東日本大震災や北海道胆振東部地震後のような緊急事態には、一般送配電事業者等の要請により、産業用の自家発電などの電源が、系統設備の安全性担保を前提として、契約上の最大受電電力を超える電力供給(逆潮)を求められる場合がある。(この場合、逆潮した電力は、一般送配電事業者が購入)
- 発電側基本料金導入後は、通常時であれ緊急時であれ、一般送配電事業者は、発電側が発電側基本料金を負担していることを前提として購入価格を設定することとなる。このため、上記のような緊急事態において要請される一時的な逆潮に対しても発電側基本料金の負担を求めることとしてはどうか。(契約超過金が発生する場合も含め、一般送配電事業者は、発電側基本料金を織り込んだ対価を支払うこととなるため、発電側に実質的な負担は生じないと考えられる)



3. 契約期間、支払期日、その他契約条件(5): 送配電都合により逆潮できない場合

- 需要側の託送料金では、作業停止や設備故障等により電気が供給されなかった場合には、基本料金の割引が手当されている。
- 発電側についても同様に、発電側基本料金の割引を手当することが考えられるが、発電側は、託送供給等約款上、一定の場合において出力抑制に応じることが求められている。どのような場合に割引対象とするか否かについては、ノンファーム接続への対応も含め、出力制御が要請される要因、給電指令時補給との関係、料金実務への影響等も考慮した上で、次回以降検討することとしたい。

【参考】託送供給等約款(東電PG)·抜粋 ~需要側託送料金の取扱い

- (7) 当社は、(中略)…需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合は、その部分については割引いたしません。
 - ■低圧で供給する場合または契約電力が500キロワット未満の高圧で供給する場合 (□) 割引率
 - 1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%といたします。
 - (ハ)制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算 いたします。
 - ■契約電力が500キロワット以上の高圧または特別高圧
 - (D) 割引率 1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%といたします。
 - (川)制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の 端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。 (後略)

■出力抑制が要請される場合の例

- ✓ 作業停止時
- ✓ 事故停止時
- ✓ 需給要因による出力抑制
- ✓ N-1電制
- ✓ ノンファーム接続

■給電指令時補給の概要

送配電設備の故障時等に伴う出力 制御を行う場合、当該指令発出から 原則として3コマ分まで、一般送配電 事業者が不足電力の供給を行うこと (インバランス単価で事後精算)

等

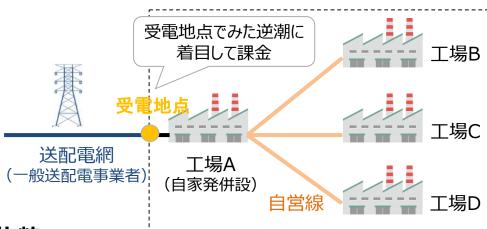
4. 自己託送、自営線を利用したマイクログリッドの取扱い

- 自己託送については、
 自家発自家消費の延長線上のものであるため課金対象外とすべき等の意見もあるが、
 一般送配電事業者の系統側に逆潮させている実態があることから課金対象とすることしてはどうか。
- 自営線を利用したマイクログリッド(特定供給、特定送配電)については、一般送配電事業者 の系統との接続地点(受電地点)でみた逆潮kWに着目して課金することとしてはどうか。

■自己託送の場合

(自家発併設)

■自営線を利用したマイクログリッドの場合



(参考) パブリックコメントに寄せられたご意見・抜粋

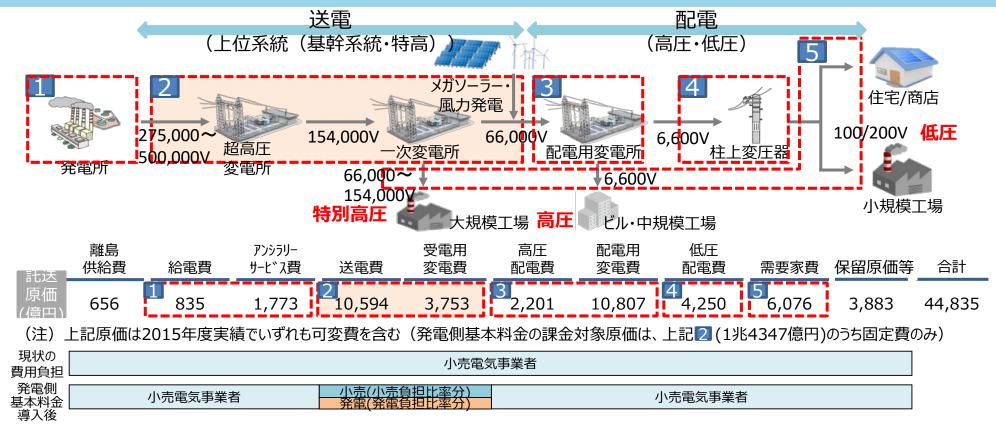
• 自家消費を目的としている自己託送や特定供給については、発電側基本料金の対象としない、または、割引制度を適用していただきたい。自己託送制度では、系統を利用して自社関連事業者(子会社等)に送電すること、また、特定供給では、コンビナート内等において発電した電気を他の工場や子会社等に系統や自営線を利用して供給することが、国の制度として認められているが、こうした子会社や関連会社で使用する電力の融通については自家消費とみなせる。需要側も、一般電気事業者から電気を購入するのではなく、自社関連会社からの電気を受け取るだけなので自家消費と言えます。また、自営線を用いた送電であれば完全自家消費となります。自己託送や特定供給は、夏場のピークカット等にも貢献するものであり、発電側、需要側とも課金の対象にはしない、あるいは割引制度の対象として頂きたい。

(参考)パブリックコメントに寄せられたご意見と本日提示した内容

(多う)ハン ツノノコハン 「10日 ピン1 いたし 恋みもと 中口 ほんいしんじょ				
パブリックコメントに寄せられた意見(2018年5月)	本日提示した内容(2019年10月)			
自家発電事業者の余剰電力の逆潮分に関しては、現在、計画性が無いことから逆潮契約 k Wは無く無償で旧一般電気事業者(新電力)に引取ってもらっている場合や、逆潮契約 k Wに対して実際の逆潮 k Wが非常に小さい場合があります。また年間通して逆潮のある月と無い月がある場合もあります。送配電関連費用に与える影響に応じた公平、適切な費用負担の考え方から、制度の運用開始前に、現在の契約(申合せ)を一旦リセットして、改めて逆潮 k Wを決める(契約する)ということにして頂きたいと考えます。そのためのガイドラインの策定もあわせてお願いしたいと考えます。	 発電側基本料金の算定根拠となる逆潮kWについては、最大受電電力とし、 当該最大受電電力については、発電側と一般送配電事業者との協議により決定する。 当該協議にあたっては、①発電場所における発電設備、受電設備及び負荷設備の内容と想定される逆潮パターン、②過去の逆潮実績、③監視装置や出力制御装置の有無等をもとに行うことが考えられる。 なお、最大受電電力を引き下げた後に他者の電源が接続して系統容量が一杯になった場合は、再び最大受電電力を引き上げることが困難となる可能性があることに留意する必要がある。 			
• 発電側基本料金について、発電契約者の発電量調整供給契約を基に課金するとした場合、一つの発電所に複数の発電契約者が存在する場合もあるところ、実務的にどのように各発電所に課金することとなるのか。	発電側の契約が複数存在する場合は需要側の契約kWを発電側の契約kW で按分した上で、発電側基本料金の課金対象kWを算定する。			
自家発事業者の持つ、予備機、休止設備は、災害時など社内外の電力事情に有効利用するものであり、通常は運転していない非常用の発電機、あるいは夏季、昼間のピーク電力軽減へ貢献するための発電設備です、使用時にも通常は逆潮はしません。しかし、災害時などの緊急時に国の要請に応じて発電、逆潮する場合があります。このような逆潮は社会貢献のための逆潮であることから、逆潮の対象とはしないで頂きたい。	• 緊急時に要請に応じて行う発電(逆潮)については、一般送配電事業者が購入することとなる。また、発電側基本料金導入後は、通常時であれ緊急時であれ、発電側が発電側基本料金を負担していることを前提として購入価格を設定することとなる。このため、緊急事態において要請される一時的な逆潮に対しても発電側基本料金の負担を求めるが、契約超過金が発生する場合も含め、一般送配電事業者は、発電側基本料金を織り込んだ対価を支払うこととなるため、発電側に実質的な負担は生じないと考えられる。			
 既にノンファーム同様の系統抑制を前提にした系統連系がなされている発電所があることや、優先給電や送電網の工事により発電所に対する出力抑制がなされる場合を踏まえると、発電側が受ける便益であるkWhに応じた課金とするのが公平ではないか。 大規模作業停止や優先給電時における発電事業者による託送固定費負担は免除されるべき。特に大規模作業停止に伴う信頼性改善の便益は発電事業者のみならず需要家にもあることから、費用負担の在り方については偏りのない議論をお願いしたい。 	どのような場合に割引対象とするか否かについては、ノンファーム接続への対応も 含め、出力制御が要請される要因、給電指令時補給との関係、料金実務への 影響等も考慮した上で、次回以降検討していく。			
 発電側基本料金の課金対象となるkWについては、力率調整を考慮し、最大受電電力のkWに力率を乗じたものとすべきではないか。電力会社によっては、力率を乗じた後のkWを受電契約の受電電力としている場合もある。 電圧抑制が多発する場合であっても一律に最大潮流kWで課金されるのは公平感を欠く。発電側基本料金を導入するのであれば、一般送配電事業者による電圧抑制に係る条件を見直すべきではないか。 	発電側については、一般送配電事業者が「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」を踏まえて定める系統連系技術要件において、原則として力率を一定の範囲内で維持・調整することとされていることから、発電側基本料金においては、力率割引は設定しないこととする。 20			

発電側基本料金の対象費用イメージ(電力10社合計)

- 発電側・需要側の両方で等しく受益していると考えられる上位系統に係る費用のうち固定費について、発電側と需要側の課金対象kWで按分。
 - ※ 発電側の負担規模は全10社の託送料金原価の1割程度と想定される。
 - ※ kW当たりの単価としては2015年度の全10社費用をベースに簡易試算すると、150円程度/kW・月が目安になると考えられる。



<簡易試算>

- ・ 上位系統に係る費用のうち固定費(10社計)=1兆4,208億円
- ・ 需要側の託送契約kW=486GW、 発電側のkW(設備容量ベース)=292GW
 - ⇒ 発電側の負担規模(発電側基本料金の対象原価)

= 1兆4,208億円×292/(486+292) = 5,333億円 (託送料金原価の1割程度) k W当たりの単価 = 150円程度/kW・月

(注) 簡易な試算であることに加え、事業者によって送配電関連費用の構成や料金算定の根拠となる発電側及び需要側のkW構成等が異なるため、実際の負担水準は異なる可能性がある点に留意する必要がある。 21